

国立大学法人東京外国語大学後援名義使用取扱要領

平成 23 年 12 月 13 日

学 長 裁 定

改正 令和 5 年 4 月 1 日規則第 87 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）の後援名義の使用（以下「名義使用」という）の取扱に関し、必要な事項を定める。

(主催者)

第 2 条 本学の名義使用については、次の各号のいずれかに該当する団体等に許可することができる。

- 一 国又は地方公共団体の機関
- 二 教育研究機関
- 三 学術団体
- 四 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及び政治団体等を除く。）
- 五 その他学長が適当と認めるもの

(事業等の範囲)

第 3 条 名義使用の許可を受けることができる事業等は、次の各号に該当するものとする。

- 一 事業等の目的が、教育、学術又は文化の向上などに寄与するものであること。
- 二 事業等が営利を目的とせず、また、特定の団体等の宣伝に利用されるおそれがないこと。
- 三 事業等が特定の宗教に基づくものでないこと
- 四 事業等が政治活動の一環として行われないこと
- 五 事業等の実施に当たって、安全、事故防止について十分の設備措置が講じられていること。

(事業の支援)

第 4 条 名義使用の事業実施に当たっては、学長が特に必要と認める場合を除き、本学は、当該事業に係る経済的支援は行わない。

(許可の申請)

第 5 条 本学の名義使用の許可を受けようとする者は、別紙様式 1 の申請書に、必要に応じ次の各号に掲げる書類等を添えて、学長に申請しなければならない。

- 一 事業の目的、計画その他事業の内容等に関する書類
- 二 主催代表者又は責任者等の氏名、住所、身分等に関する書類

(許可条件)

第6条 学長は、前条の許可に際し、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 申請に当たって、別紙様式2の誓約書を提出すること
- 二 申請当時の事業計画に変更があった場合は直ちに届け出ること
- 三 事業終了後直ちにその結果についての報告書を提出すること

(許可の取消)

第7条 学長は、許可を受けた事業等が次の各号のいずれかに該当するときは、名義使用の許可を取り消すものとする。

- 一 許可の申請に虚偽があったとき。
- 二 許可条件に違反したとき。

(事務)

第8条 名義使用の許可に関する事務は、総務企画課において処理する。

附 則

この要領は、平成23年12月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

殿

代表者名

印

この度、下記の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を実施するにあたり国立大学法人東京外国語大学名義使用の許可を得たいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業等の名称及び目的
- 2 事業等の期間及び場所
- 3 参加対象者及び参加費徴収の有無

(別紙様式2)

年 月 日

国立大学法人東京外国語大学長

殿

申請団体名

代表者名

印

誓 約 書

今般、〇〇〇〇が実施する「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」につきまして、国立大学法人東京外国語大学名義使用の許可を得ました際は、下記事項を厳守することを誓約いたします。

なお、本誓約に違反した場合は、名義使用の取消しの措置を受けても異存はありません。

記

1. 本件開催については、〇〇〇〇が一切の責任を負うこと。
2. 政治活動、その他本件開催目的の趣旨に反する活動、行動は一切行わないこと。

(参考)

東外総企第 号
年 月 日

殿

国立大学法人東京外国語大学長

印

国立大学法人東京外国語大学名義使用の許可について

〇〇年〇月〇日付で申請のありました事業にかかる国立大学法人東京外国語大学の後援名義の使用について、下記のとおり許可します。

また、今回許可した事業等により生じた損害については、本学は一切の責任を負いませんので十分に注意してください。

記

1 事業の名称

2 備考